

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令について

1. 概要

(1) 第1条関係

法案第15条第1項に基づき、特定事業主行動計画の策定主体（特定事業主）と、各特定事業主が定める事業主行動計画の対象範囲を定めるもの。

基本的には、「次世代育成支援対策推進法施行令」と同様の規定内容としている。

※ 国の特定事業主は、原則、国家公務員法等で任命権者とされている者とし、その特定事業主が任命する職員について事業主行動計画を策定することとしている。

※ 地方公共団体の特定事業主は、当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該規則で定める職員について事業主行動計画を策定することとしている。

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

(2) 第2条関係

法案第20条第1項に基づき、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主に対し、国が受注機会の増大等の施策を実施することとされているところ、当該施策の対象となる法人を定めるもの。

基本的には、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令」と同様の規定内容としている。具体的な法人は次のとおり。

- ・ 独立行政法人
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 日本司法支援センター
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 日本年金機構
- ・ 日本中央競馬会

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

(3) その他、関係政令について所要の改正を行う。

2. 施行期日

公布日（ただし、1(1)の規定は、平成28年4月1日から施行）